

こどものインフルエンザ 予防接種を助成します

助成できる予防接種

令和 8 年 9 月 17 日から令和 9 年 2 月 28 日までに接種したインフルエンザ予防接種

※経鼻投与によるインフルエンザワクチンも含む

対象者・助成額

※令和 5 年度接種分から、対象者を高校生相当までに拡充しました。

- ◇ 生後 6 か月～12 歳：1 回 1,000 円を 2 回助成
- ◇ 13 歳～高校生相当：1 回 1,000 円

※高校生相当とは、18 歳となる日の属する年度の末日までの者

助成の上限は、
1 回につき 1,000 円です。
支払額が 1,000 円未満の場合
その額を助成します。

助成に必用なもの

- ◇ 「予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」
用紙は、健康増進課（和楽）にあります。また、佐伯市のホームページからダウンロードできます。
- ◇ 領収書（原本）領収書は、お返しできません ※予防接種の種類・金額の記載があること。
領収書に、予防接種の種類・金額の記載が無い場合には、診療費明細書（原本）の提出が必要になります。
- ◇ 振込先口座確認書類（通帳等）
- ◇ 印鑑（浸透印〔シャチハタ等〕は使用できません）

料金が 1 回 3,400 円の場合
例]子育てホットクーポン 3,000 円分
現金 400 円で支払う場合は
400 円を佐伯市が助成します。

申請場所・期限

- ◇ 健康増進課（和楽 1 階奥）
- ◇ 申請期限は、予防接種した翌日から 1 年以内です。

申請書は、子どもひとりにつき
1 枚ですが、2 回分を 1 枚で
請求できます。

助成を受けるまで

- ① 医療機関にインフルエンザ予防接種を予約（予約不要の医療機関もあります）
- ② 接種当日、子どもの住所・名前等確認ができる証明書類等を持って行き、接種。
※ 証明書類とは、[国民健康保険証] や、[社会保険証 + さいきっ子医療費受給資格者証] など。
- ③ 医療機関に料金を支払い、領収書を受け取ります。※医療機関によって、料金が違います
- ④ 「予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」に記入し、助成に必要なものを持って、健康増進課（和楽）に提出。
- ⑤ 確認後、指定の口座へ助成額を入金します。

問合せ先：佐伯市健康増進課 ☎23-4500